令和元年11月6日

「使用過程車の省エネ性能維持推進事業」Q&A

【申請要件等について】

Q.1　複数事業場、複数台の申請は可能ですか？

A.1　申請可能です。
認証等を受けている事業場、または自動車整備士が配置されている自動車関連施設であれば、何箇所かつ何台でも申請できます。
ただし、複数台機器を申請した場合も1事業場あたりの補助金限度額は15万円です。(1台あたり15万円ではないのでご注意願います。)

公募要領P4～5　7.補助率及び補助金限度額

Q.2　公募要領にある自動車関連施設とはどういったものを指しますか？

A.2　自動車関連施設とは、板金工場、電装整備工場、タイヤ販売店等、多岐にわたります。
条件として、自動車の点検等の事業を行う施設で、自動車整備士が配置されている必要があります。

公募要領P2～3　4.補助対象事業者

Q.3　自動車整備士資格の等級に関わらず申請可能ですか？

A.3　申請可能です。
道路運送車両法第55条に基づいた自動車整備士資格であれば、等級は問いません。

Q.4　過去にパシフィックコンサルタンツ株式会社(PCKK)が執行団体になっている省エネ推進事業の補助金を活用し、スキャンツールを購入しましたが、今回の申請は可能ですか？

A.4　申請可能です。
今回の公募においては、過去の申請や機器の保有の有無に関わらず申請できます。

Q.5　購入するスキャンツールは、どこから選べばいいですか？

A.5　後日、補助事業のホームページで公表する補助対象機器一覧を参考に選んでください。

Q.6　購入するスキャンツールは補助対象機器一覧から選ばなくてはならないのですか？

A.6　一覧に掲載がなくとも、公募要領に記載がある補助対象機器の性能要件(ア)から(ウ)を全て満たし、自動車メーカー2社以上に対応している機器であれば申請可能です。

公募要領P3～4　5.1)補助対象機器の性能要件

Q.7　補助対象機器一覧以外の機器で申請する場合には、どのような書類を提出すればいいですか？

A.7　公募要領に記載がある補助対象機器の性能要件(ア)から(ウ)を全て満たし、自動車メーカー2社以上に対応していることがわかるカタログ等を申請書類と一緒にご提出ください。

公募要領 P3～4　5.1)補助対象機器の性能要件

Q.8　補助対象となる機器は、スキャンツール本体からパソコン等の外部に情報を送信できる機器でないとならないのでしょうか？

A.8　その通りです。

今回の公募では、データ出力要件である CSV 等の標準形式(Windows 搭載 PC 等でデータを開ける一般的なファイル形式)でメモリーカードやパソコンに保存でき、かつ、本体またはパソコン等からインターネットを通じて外部に情報を送信できるスキャンツールが補助対象です。

公募要領 P3　5.1)補助対象機器の性能要件_(ウ)

Q.9　リースで機器を導入した場合も補助対象になりますか？

A.9　リースの場合は補助対象にはなりません。今回はスキャンツールの「購入」に対する補助事業です。

Q.10　申請の受付開始はいつですか？

A.10　1 次公募は 7 月 24 日(水)から受付開始します。2 次公募は 11 月 6 日(水)から受付開始します。

1 次公募は 7 月 24 日(水)から 10 月 31 日(木)までの消印の申請が有効です。2 次公募は 11 月 6 日(水)から 11 月 29 日(金)までの消印の申請が有効です。したがって、7 月 23 日(火)以前の消印および 11 月 1 日(金)から 11 月 5 日(火)までの消印の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

公募要領 P11　2.2)公募期間について

Q.11　昨年、申請しようとしたら受付終了になっていました。今年度も同じようなことがあるのでしょうか？

A.11　予算額に達した場合は、公募期間中であっても受付終了となります。

その場合、パシフィックコンサルタンツ株式会社(PCKK)の補助事業のホームページにてその旨を公表いたします。

公募要領 P11　2.2)公募期間について

Q.12　申請書を提出した後、すぐにスキャンツールを購入していいですか？

A.12　交付決定日以降に購入してください。

交付決定前に購入してしまうと補助対象となりません。

公募要領 P12 4.1)補助事業の開始について_②

Q.13 交付決定はどのように知らされるのですか？
A.13 申請書類の審査後、パシフィックコンサルタンツ株式会社(PCKK)から交付決定の通知をお送りします。また、補助事業のホームページでも公表いたします。

Q.14 法人で申請予定ですが、代表者個人の実印を押せばいいですか？
A.14 法人で申請の場合は、法務局に印鑑登録した会社の実印を押印してください。
公募要領 P27 1.2)申請書等への記入について

Q.15 個人事業主で申請予定ですが、実印と認印のどちらを押せばいいですか？
A.15 実印です。
個人事業主で申請の場合は、各自治体に印鑑登録している印を押印してください。
公募要領 P27 1.2)申請書等への記入について

Q.16 申請書にある申請者住所・氏名の記入欄は、スタンプ(ゴム印)を押してもいいですか？
A.16 スタンプ(ゴム印)でも構いません。また、手書き・Word 入力で作成していただくことも可能です。
ただし、住所は都道府県からの記入をお願いいたします。

Q.17 申請書の事業開始年月日は「交付決定年月日」と印刷されていますが、どのように記入すればいいですか？
A.17 事業開始年月日は、印刷されている通りの「交付決定年月日」のままで結構です。

Q.18 事業完了年月日とはなんですか？
A.18 実績データを全て取得した日、かつ対象機器の支払いを完了した日です。
公募要領 P5～6 8.2)補助事業者の事業完了年月日

Q.19 実績データとはなんですか？
A.19 実績状況報告(総括表)及び診断データのことを実績データといいます。
なお、診断データは 15 日以上または車両 20 台以上にスキャンツールを使用し、期間内に得られた全ての車両の診断データ(DTC を検出した診断結果 1 件以上を含む)である必要があります。
公募要領 P6～8 9.実績データの報告内容

Q.20　申請書類の事業完了年月日はどのように記入すればいいですか？
A.20　事業完了年月日は公募回によって異なります。
・1 次公募：令和元年 12 月 9 日（月）
・2 次公募：令和 2 年 1 月 30 日（木）
記入する際は、申請した公募回の完了期限日までの日付を記入してください。
公募要領 P5　8.2）補助事業者の事業完了年月日

Q.21　複数事業場、かつ複数台数の申請を考えていますが、ダウンロードした申請様式には記入欄が足りません。どのように記入すればいいですか？
A.21　事業場別・機器別記入欄が足りない場合は、記入欄を適宜追加してご記入ください。
公募要領 P30～31　補助金交付申請書（様式第 1）－別紙
記入時の注意

Q.22　交付決定後の機器購入時に見積書の期限が切れてしまった場合、どうすればいいですか？
A.22　機器購入時に見積書の有効期限が切れている場合は、再取得してから購入してください。

Q.23　再取得した見積書を事務局に提出する必要がありますか？
A.23　提出する必要はありません。
再取得した見積書は、ご自身で保管・管理してください。

Q.24　公募要領にある理由書とは、どのようなものですか？
A.24　相見積書の取得が不可能な場合等に提出していただく書類です。
なお、「いつも取引している販売先から購入するため」等、自らが起因する理由によるものは理由書として認められないので、注意してください。
公募要領 P12　4.1）補助事業の開始について_①

Q.25　申請書の別紙に記載されているコードとは何ですか？
A.25　補助対象機器一覧に記載されている機器を特定するための 4 桁のコード番号を指します。
公募要領 P30～31　補助金交付申請書（様式第 1）－別紙
記入時の注意_②

Q.26　補助対象機器一覧のコード番号は、見積書にも記入する必要がありますか？
A.26　記入してください。
また、4 桁のコードにあるハイフン「-」等も機器を特定するために必要なものなので、忘れずに記入してください。

【交付決定後～中間報告】

Q.27　交付決定後、納期遅れ等によってやむを得ず機種を変更することは可能ですか？

A.27　変更は可能です。
ただし、必ず購入前にパシフィックコンサルタンツ株式会社(PCKK)に連絡してください。計画変更申請(様式第 4)、複数見積り等の書類を提出していただくことになります。

公募要領 P36～37　補助事業計画変更承認申請書(様式第 4)－別紙
記入時の注意_①

Q.28　交付決定後、機器の購入価格が申請時より高くなった場合、補助金の金額は変わりますか？

A.28　補助金の金額は変わりません。
申請時より機器の購入価格が高くなったとしても、交付決定額を上回る補助金の支払いはできません。

公募要領 P36～37　補助事業計画変更承認申請書(様式第 4)－別紙
記入時の注意_①

Q.29　交付決定後、値引き等で機器の購入価格が申請時より安くなった場合は変わりますか？

A.29　申請時よりも補助金の金額が下がります。
実際の購入価格から 1/3 以内(1,000 未満切り捨て)の金額が補助金となります。

Q.30　銀行振込の場合も支払領収証書が必要ですか？

A.30　支払領収証書として、振込明細等のコピーを提出してください。

公募要領 P48～49　支払領収証書について

Q.31　銀行振込の場合の支払書類について、提出時に何か注意点はありますか？

A.31　振込金額が納品書または請求書の金額と一致している等、補助対象機器の代金であることが明確か、提出前に必ずご確認ください。

Q.32　提出書類の中に納品書または請求書とありますが、必ず提出しなければいけないのでしょうか？

A.32　必ず提出してください。
申請した対象機器が交付決定日以後に導入されているか、また支払領証書や振込明細等のコピーに記載された金額と一致しているか等の確認をするため必要です。

Q.33　納品遅れ等で中間報告が間に合わない場合はどうしたらいいですか？

A.33　その旨を速やかにパシフィックコンサルタンツ株式会社(PCKK)にご連絡ください。

公募要領 P14　4.4)補助事業の完了について

【実績報告】

Q.34　実績報告書(様式第 9)の 2 箇所の金額記入欄には、それぞれ何の金額を記入するのですか？

A.34　下記の金額を記入してください。

「2.(3)補助金の交付決定額」(公募要領 P38⑥):

交付決定後に通知される補助金の交付決定額(様式第 2 記載)、または計画変更があった場合は変更後の補助金額(1/3 の額)

「3.(1)補助対象経費の実績額の総額」(公募要領 P38⑦):

実際にスキャンツール代金として支払った額(1/3 にしていない額)

公募要領 P38～39　補助事業実績報告書(様式第 9)

記入時の注意_⑥⑦

Q.35　取得財産等管理明細表(様式第 15)の提出が必要となるのは、どのような場合ですか？

A.35　スキャンツールの購入金額が 50 万円以上(消費税額を除く)の場合です。したがって、購入金額が 50 万円未満の場合は提出の必要はありません。

後日、補助事業のホームページにて記入例を掲載いたします。

公募要領 P23　2.1)実績報告の方法

Q.36　要件にある DTC とはどのようなものですか？

A.36　スキャンツールを使用して故障診断を行った際に検出される B、C、P、U から始まる故障コードのことを DTC(Diagnostic Trouble Code)といいます。

公募要領 P8　DTC(故障コード)とは_図

Q.37　実績報告のデータについて、DTC が検出されない場合は実績データとして認められないのですか？

A.37　認められません。

DTC が検出されるまで検証を継続し、検出されたら速やかに提出してください。

公募要領 P6～7　9.2)診断データ

Q.38　B、C、P、U 以外の故障コードや、故障がなかった診断データ等は提出しなくてもいいですか？

A.38　故障コードの有無に関わらず、検証期間に得られた全ての診断データを提出してください。

DTC が検出されていない診断データであっても、削除はしないようご注意ください。

公募要領 P6～8　9.実績データの報告内容

Q.39　診断データは検出され次第、順次提出するのですか、それともまとめて提出するのですか？

A.39　まとめて提出してください。

Q.40　検出された診断データを自分で Excel 等に入力して提出してもいいですか？

A.40　スキャンツールから出力された標準形式（Microsoft Excel、CSV、テキストまたは PDF 形式（文字の取出しが可能な形式で保存））のデータをそのまま提出してください。

Q.41　実績報告までに DTC が取得できなかった場合は、どのような書類を提出するのですか？

A.41　速やかにパシフィックコンサルタンツ株式会社（PCKK）に報告の上、実績報告期限までに実績報告書類（事業完了年月日は空欄）を提出してください。提出期限は 1 次公募が令和元年 12 月 10 日（火）、2 次公募が令和 2 年 1 月 31 日（金）となっています。
引き続き検証を行い、検出されたら速やかに提出してください。

公募要領 P39　事業完了期限までに DTC が検出されない場合等について

Q.42　電子メールアドレスを持っていないため、総括表と診断データについて記録した CD-ROM を事務局に郵送しようと思いますが、問題ありませんか？

A.42　問題ありません。
ただし、事務局に提出されたメディア（CD-ROM 等）は返却いたしませんのでご了承ください。

公募要領 P6～8　9.実績データの報告内容

Q.43　事務局で読み取り可能な記録メディアを教えてください。

A.43　CD、DVD、USB メモリ、SD カードです。
上記のメディア以外は読み取りができない場合がありますので、提出前にパシフィックコンサルタンツ株式会社（PCKK）までご確認ください。

Q.44　機器が在庫切れ等で納品が遅延した場合、事業完了期限の延期は可能ですか？

A.44　メーカー都合による納品遅延であっても、事業完了期限までにスキャンツールの納品がなされなかった場合は補助対象となりません。事業完了期限は 1 次公募が令和元年 12 月 9 日（月）、2 次公募が令和 2 年 1 月 30 日（木）となっています。
なお、事業完了期限までに要件である 15 日間以上の検証期間を確保するためには、スキャンツールの購入を 1 次公募は令和元年 11 月 25 日（月）まで、2 次公募は令和 2 年 1 月 16 日（木）までに行う必要があります。

【その他】

Q.45　補助金が支払われるのはいつになりますか？

A.45　令和 2 年 3 月末を予定しております。振込元はパシフィックコンサルタンツ株式会社（PCKK）になります。

以上